

横浜市下水道事業経営研究会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日環創事推第 140 号（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 18 日環創総第 990 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市下水道事業経営研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 下水道事業経営について識見を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の代理は、認めないものとする。

（専門委員）

第 3 条 研究会に下水道事業経営に関する専門事項を調査研究及び審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 下水道事業経営について識見を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 専門委員の任期は、第 1 項の事項に関する調査研究及び審議が終了したときまでとする。ただし、2 年を超えない範囲とする。

（座長及び副座長）

第 4 条 研究会に座長及び副座長 1 人を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定め、副座長は、座長が指名した者とする。
- 3 座長は、研究会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 座長は、研究会の会議の議長となる。
- 3 研究会は、委員(議事に關係のある専門委員を含む。次項について同じ。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 研究会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

(検討部会)

第6条 会議において、下水道事業経営に関する専門事項を調査研究及び審議する必要があると認めるときは、研究会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、座長が指名する委員若干人及び専門委員をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長1人を置き、検討部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 研究会は、その定めるところにより、検討部会の議決をもって研究会の議決とすることができます。
- 5 第5条の規定は、検討部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「検討部会の委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、研究会の会議(検討部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 座長又は部会長は、研究会又は検討部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第9条 研究会は、審議事項について、文書により市長に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 研究会の庶務は、下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課において処理する。

2 検討部会の庶務は、下水道河川局長がその都度定めることとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。